平成２８年（フ）第３５号
島根県益田市水分町16番１号、前住所島根県益田市遠田町1848番地23
債務者　狩野　　教
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１３９号
山口県下関市秋根新町１番12―208号
債務者　谷村　和幸
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
愛媛県今治市喜田村４丁目８番34号
債務者　村井利津子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第８２号
福岡県直方市大字頓野1031番地13グレースガーデン大内Ⅱ―203号
債務者　深見　武志
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第８３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字猪倉361番地１、前住所福岡県直方市大字感田2298番地２　ロスマリーノ101号
債務者　甲田　真愛（旧姓井本）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３７０号
大分市金池町２丁目14番３号（第２セイユウビル303）
債務者　佐原　英徳
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５５号
宮崎市橘通西２丁目２番19号　ＫＨビル607号
債務者　北園　正廣
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７３号
宮崎市大和町79番地１　黒木ビル301号、前住所宮崎市大字芳士1077番地１　県営住宅101棟３号
債務者　陳之内明美
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３８６号
宮崎県西都市大字三納9938番地２、前住所大阪市城東区野江２丁目10番18―313号
債務者　松浦　富夫
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０１号
宮崎市清武町池田台８番地13
債務者　田村　亮人
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５８９号
埼玉県川口市中青木４丁目20番７号　ウエストハイム西川口105号
債務者　松本　　智
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１０号
大阪府泉南郡熊取町小垣内３丁目13番25号205
債務者　東　　好男
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５１５号
大阪府貝塚市澤16番地１マスターズエル二色の浜304号、前住所大阪府阪南市下出352番地の11
債務者　岸谷　清美
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
大阪府岸和田市北町１番30号サイレンス中川201号
債務者　大原　永治
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５４９号
大阪府岸和田市北町１番30号サイレンス中川201号
債務者　大原　有香（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５５７号
大阪府和泉市内田町１丁目５番10―205号、申立時大阪府和泉市唐国町１丁目15番８―103号、前住所兵庫県尼崎市西立花町４丁目１番３―401号
債務者　河野　真也
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６２号
大阪府泉佐野市鶴原927番地の１―２―403、前住所大阪府泉佐野市中庄812番地の１―203
債務者　原子　輝子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係